

農地水利施設等の周辺林地の保全活動を集落ぐるみで実施

(北海道苫前郡初山別村 初山別村集体協定)



- 中山間地域等直接支払制度を活用し、集落協定において水利組合が周辺林地等を維持管理することを規定し、交付金の共同取組活動として実施している。

面積：201.8（田）11.7ha（畑） 交付金額：1,407万円（個人配分55%、共同取組活動45%）
協定参加者：農業者35人、水利組合3、農事組合法人6、その他6

地域の現状

- 本村内陸部は山あいの沢伝いに水稻主体の農業が展開されており、特に集团的農用地の外縁部では林地・山地に面している。
- このような林地、山地沿いの農地は維持管理の労力が大きく、高齢化による集落機能の低下により、林地と農地双方の維持管理水準が低下することが懸念されていた。
- このため、中山間地域等直接支払制度の開始に合わせて、村内にある協定に参加する農業者などで構成する3水利組合が主体となって水利施設や周辺林地の維持管理を行う体制を整備している。



【用排水路への倒木】



【用排水路周辺の状況】

取組の概要

- 林地からの落ち葉や倒木、更には下草が用排水路に入り込み、それらが水路内の障害物となり、流下能力（水路としての機能）が低下することを未然に防ぐべく林地と農地双方の管理水準が低下しないよう集落協定において、3水利組合が用排水路、農道及び周辺林地の維持管理を行うことと規定している。
- 水路の泥上げなどは集落総出で行う一方、特に農用地周辺の林地等において、用排水路管理の支障となる林木の枝払いや下草刈りなどに対しは、中山間地域等直接支払交付金から日当を支給するなどして農地及びその周辺林地の保全活動を行っている。



【枝払い作業】



【倒木の処理】